

令和6年度文京区会計年度任用職員(技能)募集案内

令和7年1月
文京区

資源環境部文京清掃事務所において、廃棄物収集作業に関する業務に従事していただく会計年度任用職員を募集します。

仕事の内容は、家庭や事業所から出される可燃・不燃ごみを収集すること及び事務所から出入りする清掃車両の誘導を行っていただきます。

1 職種、採用予定数等

| 職種 | 採用区分 | 採用予定数 | 勤務形態 | 勤務先 |
|-------------|--------------|-------|-------|-------------------------------------|
| 廃棄物 収集作業 | 会計年度 任用職員 | 若干名 | 週29時間 | 文京清掃事務所(後楽1-7-29) 本郷分室(湯島4-1-14) |

2 受験資格

国籍を問わず、以下に該当しない方

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 文京区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 任用期間

令和7年2月1日から令和7年3月31日まで

(地方公務員法の規定に基づき、採用時は全て条件付きのものとし、採用後1月を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。)

(勤務成績が良好等の要件を満たせば、再度任用される場合があります。)

4 選考内容

(1) 選考方法等

| | |
|-------|--|
| 選考方法 | 所定の申込書による書類選考及び面接 ◆ 書類選考を通過した方のみを対象に面接選考を行います。 (書類選考の結果は、随時、受験者全員に通知します。) ◆ 申込書は返却しません。 |
| 面接実施日 | 随時 |
| 場 所 | 文京清掃事務所 |

- ◆ 面接選考の詳細は、書類選考合格者に対して別途連絡します。

(2) 最終合格発表

| | |
|------|-------------------------------|
| 結果発表 | 随時(合否にかかわらず、面接選考受験者全員に通知します。) |
|------|-------------------------------|

5 申込手続

所定の申込書に必要事項を記入し、110円切手を貼った返信用封筒【長形3号(120×235ミリ)に、郵送先(自宅等)の郵便番号、住所及び氏名を記載】とともに申し込んでください。

※ 書類の記載に当たって、消せるインクのボールペンは使用しないでください。

| | |
|------|---|
| 申込方法 | 郵送又は持参 ◆ 郵送による場合は、封筒表面に「採用選考（文京清掃事務所会計年度任用職員）提出書類在中」と赤字で明記し、 <u>簡易書留により郵送してください。</u> なお、 <u>簡易書留によらないものの事故については、責任を負いません。</u> |
| 申込期間 | 随時（採用内定者決定まで） |
| 申込先 | 〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-29 文京区資源環境部文京清掃事務所 電話(03)3813-6661 |
| 受付時間 | 日曜日を除く午前7時40分から午後4時25分まで |

6 勤務条件

| | |
|------|---|
| 報酬等 | 月額191,107円（地域手当相当額を含む。これに特殊勤務手当（日額700円が加算されます。） ※ 特別区人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」等により、採用まで及び任用期間中に報酬月額等が改定される場合があります。 ※ 別途、運賃等相当額（上限あり）を加算します。 ※ 月途中からの任用の場合、日割りで報酬を計算し、支給いたします。 |
| 勤務日 | 月曜日～土曜日のうち週4日勤務 ※ 日曜日及び年末年始（12月31日から翌年の1月3日まで）は休日 |
| 勤務時間 | 週29時間（午前7時40分から午後3時55分まで） |
| 休暇等 | 年次有給休暇（雇用期間により日数が決まります。）のほか、慶弔休暇、短期の介護休暇等が設けられています。 |
| 服務等 | 地方公務員法に規定する服務の各規定（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限等）が適用されるとともに、人事評価、分限処分及び懲戒処分の対象となります。 |

7 社会保険

社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険の適用となります（任用期間等により、適用とならない場合があります。）。

8 個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切に管理しています。文京区では提出された書類やそれに基づき作成した資料等を厳重に管理するとともに、第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後に適切に廃棄しています。

◎ この選考に関するお問合せは、上記申込先にて取り扱います。